

## 平成23年度第2回鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会議事録

日 時 平成24年2月3日（金）14：00～16：00

場 所 鎌ケ谷市総合福祉保健センター 4階会議室

出席者 江間由紀夫、高橋貴子、三好志都美、松村幸江、山根清孝、大井 拓、豊田朋二、  
小林存祐、加藤美智子、飯高優子、中村正明、秋澤進一、福留浩子、上谷 豪

議 題 1 鎌ケ谷市障がい福祉計画について  
2 その他

### 議事概要

#### 1 開会

(事務局)

定刻になりましたので、「鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会」を開催いたします。本日は自立支援協議会専門部会事務局の米良さんも出席しております。それでは開催にあたり会長よりご挨拶をお願いいたします。

#### 2 会長挨拶

(会長)

本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

前回に引き続きまして「鎌ケ谷市障がい福祉計画」について会議を進めてまいりたいと思います。今回は「第3期鎌ケ谷市障がい福祉計画」の策定にあたり、その検討資料として「平成18年度からの当初計画と実績」について資料をお配りしました。これまでの実績等を参考に、皆様のご意見をお聞かせいただき、前回お出し出来なかった資料等について事務局より報告させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

#### 3 議題

**議題1 鎌ケ谷市障がい福祉計画について**

(会長が議長となり進行)

「鎌ケ谷市障がい福祉計画について」事務局より説明願います。

(事務局)

ご説明の前に資料の確認ですが、「第2期鎌ケ谷市障がい福祉計画サービス量の実績」、「第2章地域生活や一般就労への移行」、「第3章障がい福祉サービスと地域生

活支援事業」この3点について説明いたします。

前回の会議に見込量をお渡ししておりますが、今回はお渡しできなかった部分や集計し直し訂正した箇所もございます。基本的には、「第2期鎌ヶ谷市障がい福祉計画サービス量の実績」を中心に検討願います。それと、第1章につきましては、前回の資料「第2期鎌ヶ谷市障がい福祉計画」にあります。この計画の位置付けとなるもので大きく変わるものではなく、今回は第2章と3章について進めてまいります。第3章に関連する内容で目に付くところを説明します。

<資料の説明「第2期鎌ヶ谷市障がい福祉計画サービス量の実績」>

○重度訪問介護

計画は月に「21年度45時間」、「22年度70時間」、「23年度70時間」であり、実績は275時間、783時間、1,236時間となっている。全身性疾患の方で日常訪問介護が必要であり、24時間365日の対応する形で時間の予測は難しいものがある。

○重度障害者等包括支援

人工呼吸器など医療機器を使用する方のサービス等を想定するものであり、実績は「0」であるが、重度訪問介護から移る方が増えることも考えられる。

○生活介護

食事や排せつ介護を必要とする方の生活介護で、利用者は計画を少し上回る状況にある。

○就労継続支援B型

一般就労に結びつかず、施設の中で生産活動等を行うものであり、実績数は増える傾向にある。

○児童デイサービス

平成24年度から児童福祉施設の障害児通所支援という形になり、障害者自立支援法の対象から外れる。

○旧法施設サービス

平成15年からの支援体制の下で作られたもので、実績の数値を入れたが24年度から新体系に移行されるので計画には載せていない。

○施設入所支援

実績では19人、23人、27人と少しずつ増えている。

○共同生活介護・共同生活援助

グループホーム・ケアホームで実数に大きな変化は見られない。

前回部会でも住居を提供するだけでなく、近くに仕事など日中の居場所が必要であるという話が出たが、日中活動の実績を見ると就労に結びつけるタイプの利用が少ないように思う。

(事務局)

資料「3章障がい福祉サービスと地域生活支援事業」に同行援護の説明が入って  
おりませんが、簡単に言うと経済活動をするかということですが、表現がまとまっ  
ておりませんでしたので今回は記載できませんでした。

次に第2章に行く前に皆さんのご意見を伺います。

(議長)

サービス量の実績についてお話がありましたが、ご意見・ご質問がありましたお  
願いいたします。

(事務局)

2枚目の説明が抜けておりましたので、説明いたします。

自立支援法で、1枚目の部分については国・県が責任を持って行うもので、2枚  
目の「地域生活支援事業」部分は、各市町村の実態に合わせて行うものであります。  
その中でも例えばコミュニケーション事業など必須事業がいくつか決められており  
ます。

○日常生活用具給付事業「排泄管理支援用具」

「ストマ」直腸がん等の術後付けたもので数値が飛び抜けて多くなっている。

○成年後見

来年度より、必須事業として成年後見制の利用促進という形で項目が加わる。

○移動支援事業

実績が空白になっているが、何分という細かい実績で積み上げ計算をしている最  
中であり、1時間単位に繰り上げるとか検討中である。

(議長)

今の件も含めご質問はございますか。

この時点で無ければ、この後の説明を伺ってからご意見を伺います。

それでは、第2章及び3章の本文の説明をお願いいたします。

(事務局)

第2章のご説明をさせていただきます。計画の推計値について県の方から文章が  
送られてきていますが、我々の方で資料が読み込めていない点もあるかもしれませ  
ん。

<資料の説明「第2章 地域生活や一般就労への移行」>

○福祉施設の入所者の地域への移行

「国の指針」は平成26年度末までに、平成17年10月時点の施設入所者数の

3割以上が地域生活へ移行することを目指すとともに、これに合わせて平成26年度末時点の施設入所者数を1割以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する。

「市の目標値」平成17年10月1日時点の施設入所者数は58名で、平成23年度までに地域生活に移行する人の目標値を6人とした。平成23年12月1日時点の施設入所者数は54名で目標値の52名に達していないため、平成26年度の目標は52名のままで設定する。

#### ○入院中の精神障がい者の地域生活への移行

「国の基本指針」全国の精神科病院の入院患者のうち、退院可能精神障がい者の減少目標値を設定する。数値についてはよく掘めていないので基本方針を載せている。

「市の目標値」千葉県では5年以上入院している65歳以上の患者で、退院可能者数を直近で204人とし、26年度退院数を20%増の245人と推計し41名の退院者を増やす目標であり、これに準じる。

具体的な数値欄は空白であるが、現在、鎌ヶ谷市で精神科病院の入院者数は109人という資料があり、地域移行については圏域か市で考えるべきなのか判断に迷うところがある。

#### ○福祉施設から一般就労への移行

「国の基本方針」平成26年度において福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて同年度中に一般就労する人を、平成17年度の一般就労への移行実績を4倍以上に増やすことを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する。

「市の目標値」平成17年度に福祉施設から一般就労した人は2人であるが、平成17年度の実績は、過去の実績をもとに評価すると年平均の就労者数を上回っていることから、平成26年の年間就労数については、2倍の4人が福祉施設から一般就労すると設定した。

福祉施設利用者数は、療護施設、厚生施設、授産施設等を利用している者の数であるが、就労継続支援Bや生活介護に該当する数が196人である。その内就労移行支援事業を利用する者の数を5%10人と見込んでいる。

平成26年度において、就労継続支援事業を利用している者の数は、目標値を63人とする。内A型事業所（雇用型）を5%3人とする。就労系に移行させるため自立訓練の役割が増えてくる。

(議長)

第2章について、ご質問はございますか。

(事務局)

精神障がい者の地域移行について、目標数値をどのように載せるのか保健所の委

員さんのご助言はございますか。

(委員)

この件については良く分かっていないので、今すぐお答えできません。

(議長)

入院中の精神障がい者の地域移行への部分ですね。制度化され進んできているようですが、もう少し確認をして数字を入れるということですか。

(事務局)

数は出すと思いますが、実際、地域移行支援の取り組みは行われており、この辺りで目標値を掲げるかと思います。措置制度の時は状況や数値が上がってきましたが、数字が掴めないのが実態です。どの位の方が一般就労に移行したかなどケースワーカーや窓口に来た人の話を積み上げるなど、事業所の方から結果報告などいただければありがたいと思います。

(議長)

今の話は、精神の方の退院に限らず、3障がいを含めた一般就労された方の数や就労先、グループホームや自宅に戻ったなどの情報について協議できないかという提案かと思います。直ぐには答えが出るものではないと思います。

(事務局)

直ぐにということではなく、事業所から上がって来るとか、ハローワークから就労につながった場合は助成があると思いますので、何か情報としていただければと思っております。

(議長)

この問題は、地域情報に関して協議会や部会などで対応していければと思いますので、継続ということによろしいですか。

ご意見が無ければ「3章 障がい福祉サービスと地域生活支援事業」について、ご説明願います。

(事務局)

これについては、福祉サービス等の説明であります。基本は前と同様の内容であります。同行援護の数値が抜けていたりして充分ではありませんが、見込量を表にしております。前回の資料と若干数値が違いますが、サービス量の実績と比較しながらご覧いただきたいと思っております。

#### <資料の説明「第3章 障がい福祉サービスと地域生活事業」>

##### 1 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策

###### ○居宅介護

平成21年度から平成23年度までの実績は微増傾向にあり、見込量の利用者については平成24年度から平成26年度までは70、70、80人、時間数

を1,400、1,400、1,600時間とする。

○重度訪問介護

平成24年度から平成26年度までを90、90、90時間、4、4、4人としたが、平成21年度から平成23年度の実績は275、783、1,236時間である。これは重度障害者等包括支援に移ることを想定した数字であるが、検討が必要である。

○同行援護

例えば視覚障がい者に同行して、証券会社で株の売買に関する経済活動の支援を行うようなことで、実数が掴みにくいものであり検討中である。

○行動支援

単なる外出支援で60、60、80時間の見込量とした。

○生活介護

今後市内の福祉に関する社会資源の再編があった時、生活介護の要望が増える傾向にあるので、85、95、105人を見込量とした。

○自立訓練（機能訓練）

今後利用者の掘り起こしをして行かなくてはならないことで、3、4、4人を見込量とする。

○自立支援（生活訓練）

機能訓練と同様で6、6、6人を見込量とする。

○就労支援移行

実績は少ないが3、9、16人と増えており、おもに精神障がい者の訓練移行の利用が多いようで、この方達を見込んだ。

○就労継続支援（A型）

雇用して賃金が出るタイプのもので、今後必要であろうと2、2、3人と見込んだ。

○就労継続支援（B型）

増えるであろうと見込み40、50、60人とした。

○療養介護

4月から制度改正で18歳を過ぎた重症心身障がい児は、大人として扱いを受けられるので療養介護となるが、現状から見て大きな伸びはなく10、10、10人とする。

○短期入所

実績を見ると利用者は29、21、25人で利用が取りにくいのかもかもしれないが、保護者のレスパイト等で必要であろうと思われるので、30、40、50人で見込んだ。

○施設入所支援

地域に出すということで目標を各年度50人とする。

- 共同生活介護（ケアホーム）  
グループホームとの一体型になっていくかと思われませんが、今はケア型の利用が多く20、30、40人を見込む。
- 共同生活援護（グループホーム）  
20、20、20人を見込む。
- 計画相談支援  
新たな支援で、障がい者のサービス等利用計画を作成するもので、10、20、30人を見込む。
- 地域移行支援  
新たな支援で、施設や精神病院にいる障がい者を地域に移行させるための相談等で、増えると見込まれますが1、2、2人を見込む。
- 地域定着支援  
新たな支援で、居宅で単身生活をする障がい者の連絡体制や緊急の相談等で、1、2、2人を見込む。

## 2 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

（平成24年度から必須事業となる。）

- 障がい者相談支援事業  
相談支援事業所の数を出すもので、現在3事業所であるが4月より直営の部分で児童の方で相談が始まるので、平成24年度から平成26年度までは4、4、4個所とする。
- 自立支援協議会  
現在設置しているので「有」とする。
- 市町村相談支援機能強化事業  
機能強化とははっきりした位置付けはないが、専門職の精神保健福祉士が常駐するというような形で「有」とする。
- 住宅入居等支援事業  
賃貸住宅を希望する障がい者の入居に必要な助言等を行う事業で「有」とする。
- 成年後見制度利用支援事業  
現在、市長の申立てという形での仕組みはあるが、今後は虐待などで擁護者が見ることができない事例で積極的に成年後見制が必要となるため「有」とする。
- コミュニケーション支援事業  
手話通訳者等の派遣で月35、38、40人を見込む。
- 設置手話通訳者  
障がい福祉課に1名常駐している数である。

○日常生活用具給付事業

実績の資料を見ると、どの用具も計画を超える大きな伸びはないが排泄管理支援用具が若干伸びており、これ以外は前回の計画数値並みとした。

○移動支援事業

実績時間数が掴めていない部分がありますが、利用人数は増えているので60、70、80人と見込んだ。

○地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは法定事業所に移行する考えのものであり、自市町村利用分は1減で24年度からは3、3、3箇所とし、他市町村分も1減で5、5、5箇所とした。

○手話・要約奉仕員養成研修事業

奉仕員を養成する事業で、平成21年度から平成23年度までの実績は28、35、24人であり、平成24年度からは30人と見込んだ。

○日中一時支援事業

介護者の一時的な休息を図るということで行っており、実績は時間単位で上がってきており集計ができていない部分もありますが、利用人員は増えており月42、45、50人と見込んだ。

(事務局)

まだ粗い数値もありますが、以上サービス量の見込みでございます。

(議長)

重度訪問介護については、パブリックコメントまでに数値を再検討する必要があるということですか。

(事務局)

それまでに数値を精査します。就労に結びつける必要があろうと考え、就労系の数値を増やした形にしました。

もくせい園の方がおりますので、入所支援等で何かご意見がありましたらお伺いできますか。

(もくせい園)

基本的には新法に移行したら生活介護と施設入所という形になります。施設介護の定員は70名ですが、25%まで受けられるので80名で県にお願いしています。短期入所は10名ということでお受けする予定で、現在鎌ヶ谷市から2名の男性の方がおります。

(議長)

他にご質問等はございますか。



(委員)

サービス利用計画作成についての相談支援と地域生活支援事業の相談支援事業、そして各事業所のサービス管理責任者の違いは何ですか。

(もくせい園)

平成24年度からサービス利用計画書を作成することになるので、相談支援事業所に支援員がいますので契約をして作成してもらいます。

(副委員長)

就労B型の事業所の委員さんがおりますので、お話し願いますか。

(委員)

相談支援事業所はトータルなサービス計画を立て、それを受けて利用する事業所の中で何をするか個別の利用計画を立てるのがサービス管理責任者です。

(事務局)

地域生活支援事業の相談支援事業については、そこに至るまでの一般的な相談とどのような給付が受けられるかという形の相談支援になろうかと思えます。

(議長)

自立支援法の中で後に改正になったもので、政省令という形ではまだ出ていませんか。

(事務局)

単価については出ておりますが、2月20日に国で関係主管課長会議がありますので、その後資料が出てくると思います。

(議長)

主管課長会議の内容はインターネットで公開されるのでご覧になってください。

それと話を聞いていて思ったのですが、4月に入ったら勉強会のような形で一回整理をした方がよろしいかもしれません。あと基幹相談支援センターについて触れておりませんでしたかどうか。

(事務局)

基幹相談支援センターは障がい者の相談を総合的に行う施設で、市町村や市町村が委託する者が設置するが任意となっています。虐待防止センターとの併設に関する問題や、近隣市の基幹相談センターの報告でも多種の相談内容に対して2次相談になかなかつなげない状況にあるなど、相談を受けても責任を持って解決する先がないなど大きな課題であります。また、県の会議でパーソナル・サポート・サービス事業について、借金や閉じこもりの家庭の問題を解決す事業の話が出てきており、福祉資源を作っておかないと相談者にご迷惑をかけることとなります。基幹相談支援センターについては鎌ヶ谷市としては考慮していますが、すぐに手を挙げづらいというところ です。

(議長)

相談支援事業の関係で相談事業所の方で何かご意見はございますか。

(委員)

今後自立支援法のサービスに行く方たちには、ケアマネージャーが付く方向になると思いますが、実際平成24年度からそういう流れに乗って行けるのか、相談専門員が市内にどれだけいるのか気になっております。まずは必要な限られた方に付く形で、現在サービスを利用している方で継続のケースは必要ないのかなと思っています。

ただ、これからそういう方たちに手厚いサービスを調整していく役割を担っている意味では、基幹相談支援センターとか地域資源の力もありますが、人をどれだけ配置できるかなど、日々痛感しています。

(議長)

他に何かありませんか。

(事務局)

委員からケアマネージャーのお話がありましたが、介護保険が出来るまでは地域には保健師がいて、地域を包括して地域活動の中でケースを見るのが主流であったと思います。介護保険後、ケアマネージャーが個人についてサービスを提供する形であり、障がいもこの傾向にあると思われませんが、保健師の所属課長のご意見を伺いたいと思います。

(委員)

保健師本来の活動は地域全体を見ていくのが本来的な役割となります。個別性を見ていく役割もありますが、個別性の集合体である家族全体を見る目で活動展開を図っております。介護保険や障害者自立支援法が始まって地域を見る目は変わらないのですが、新たな法により個別性の高い所へ特化して物事が進んできていると思います。そういった中で、保健師の役割はサービスを提供する方々とネットでつながり協力をし、法により確かなケアを保証し、その方々が本当に個別性を見るラインに乗っているか、一番大事なところを地域の中でアンテナ的な役割を果たしていくことかと思っています。

(議長)

ケアマネージメントが福祉の方向性として出てきて、事業者単位やサービス単位になって行く中で、保健師の家族単位で地域全体を見ていくことは矛盾しないとの意見であったと思います。実は、自立支援協議会の意義というものがあり、新しい法律の中でしっかりと機能して行かなければなりません。そうした意味で、今まで数値を出していただきましたが、3年間の途中で項目や数値の修正も出てくるのでしょうか。

(事務局)

平成25年に障害者総合福祉法（仮称）が施行されることが、厚生労働省のホームページに公表されています。医療モデルから社会モデルの転換と大きな変化が予想され、その時には計画も大きく見直すことになるかもしれません。

(議長)

国の方に大きな動きがあるかも知れませんが、今後の変更も踏まえた形で準備を続けていただき、パブリックコメントまでにもう一度確認させていただく機会がありますので、再度調整することとします。新制度については説明や資料が配れる形が取れるようにできればと思います。福祉計画についてご意見がなければ次の議題に移ります。

## 議題の2 その他

(議長)

「その他」について事務局より説明願います。

(事務局)

資料として「市町村における相談支援」という用紙が1枚ありますが、鎌ヶ谷市で行った相談事業について毎年県に報告している様式です。前回の協議会で委託相談事業所より報告をいただく書式について、統一出来ないかと提案させていただいたものがこの書式です。ご意見があればお伺いします。

(議長)

相談事業所の方いかがでしょうか。

(相談事業所)

～相談事業2事業者了承～

(相談事業所)

前回の協議会で相談後どこに繋がったかが問題になったと思いますが、表にどのように表現すればよろしいか。

(事務局)

少し検討させてください。

(議長)

相談終了時にどこに繋がったかということは、各事業者の方記録等がありますか。

(相談事業所)

～記録は残っているが数字としては集計していない～

(議長)

後日検討することをお願いします。

(事務局)

もう一点は、県の補助事業で「地域課題解決モデル事業」についてであります。

内容は地域課題を解決するための取組に対して700万円まで補助金が出る1年度の事業であります。また、具体的に事業の内容がまとまっていないので資料はお配りできませんが、障がい者の就労を地域の資源を使って、外からのノウハウを導入して進めて行きたいという試みです。市内に農家の方の土地をお借りし、障がい者の方が農業指導を受けながら農作業を行い、できた物を販売するとか今はやりの農家レストランのようなもの作ってはどうかということです。実は木更津で実績のある会社と市内の農家の方、市内の精神障がい者に関わる2事業者で近く協議を予定しております。また事業を進めるにあたっては、円卓会議が条件になっておりますので、自立支援協議会の福祉部会の中で進めて行きたいと考えておりますので、ご意見を伺います。

(議長)

協議会の承認を取るということですか。

(事務局)

承認という意味ではありませんが、福祉部会が窓口になり進めて行くことになります。

(議長)

特に意見がなければ、ご了解いただいたということによろしいですか。

他に無ければ事務局から何かありますか。

(事務局)

協議会については3月にもう一度開催を考えておりますが、日程については決定次第お知らせいたします。

#### 4 閉会

(事務局)

これで鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会を閉会いたします。

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成24年 2月23日

氏名 山根清孝